

高橋・只木ゼミ春合宿第3問検察側反対尋問レジュメ

文責:2班

- 5 1. 弁護レジュメ1頁18行目において、弁護側は δ 説について「行為の危険性に関する判断基準が不明確であり、……恐れがある」とあるが、本説の批判にあたるか疑問である。なぜならば、本説は、実行行為の危険性と結果の結びつきを、証拠に基づき、科学的・医学的な見地から鑑識等により正確に画定するものであって、恣意的な判断がなされる恐れはないからである。この指摘に対し、弁護側はどう考えるか。
- 10 2. 弁護レジュメ1頁31行目、「構成要件は当罰的行為を社会通念に基づいて類型化したもの」としているが、 β -3説を採用するにあたって、法益侵害行為についての違法評価は、行為者の主観によって左右されるという前提に基づいているという理解でよいか。
3. 弁護レジュメ1頁32行目、弁護側は「社会通念上相当と認められる結果だけを選び出し、…責任を問う」と述べているが、その具体的な判断基準はどのように解するのか。
- 15 4. 弁護レジュメ2頁1行目において、 β -3説を採用する理由に、構成要件が責任類型として責任非難の前提となるものであるからという理由を挙げているが、 β -3説は行為者の主観をも判断の基礎に置くところ、構成要件上の因果関係が、客観的構成要件上における客観的帰属の問題であることとの整合性がとれていないのではないか。

以上